

荒天（警報発令）及び緊急時の対応について

鳥取県立鳥取湖陵高等学校
平成22年9月制定
平成23年6月改定
平成30年9月改定
令和4年1月改定

鳥取湖陵高等学校における荒天時及び緊急時の対応は、原則として以下のとおりとします。

1 対象となる警報の発令及び緊急時について

(1) 対象となる警報及び緊急時

- 警報…「特別警報」、「大雨」、「洪水」、「暴風」、「大雪」、「暴風雪」
以下、1(2)以降のとおり。
- 緊急時…「新型コロナウイルス感染症」に係る「特別警報」等が発令された場合

(2) 対象となる警報発令地区

鳥取市北部（鳥取北部）地区に発令されている場合

※ただし、警報発令時でも天候の状況やJR等公共交通機関の運行状況によっては「平常授業」とする場合があります。本校ホームページやマチコミメールで必ず確認してください。

※卒業証書授与式等の学校行事については事前に指示します。

2 生徒への対応

(1) 通常の授業日（含各学期の始業・終業日）について

措置1 午前6時の時点で1の警報（以下警報）が発令中の場合
「自宅待機」とする。

措置2 午前6時から午前9時の間に警報が発令された場合

- ①自宅にいる場合は「自宅待機」
- ②登校中の場合は、各自で安全を考え「帰宅」あるいは「登校」する。
- ③（警報発令を知らずに）登校した場合は「教員の指示に従う」。

措置3 午前9時までに警報が解除されていない場合

- ①「臨時休校」とする。
- ②始業式・終業式は、翌日（翌日が土日曜日及び祝日の場合は最も近い平日）に実施する。

措置4 午前9時までに警報が解除になった場合

- ①「登校してSHR後、4限目から授業」を行う。
- ②SHRは12時35分に各教室で行う。
- ③ただし、通学に利用する交通機関が運休等で登校が困難な場合には「自宅待機」とする。
その際は、学校に連絡をすること。
学校がやむを得ない事情と認めた場合は「公認欠席扱い」とする。

措置5 登校後に警報が発令された場合

安全や交通機関の状況等総合判断をした上で生徒に対応を指示する。

措置6 休日に警報が発令された場合

部活動等で出校する時に警報が発令された場合は、部活動等は原則中止とする。
また、登校後の警報発令等の場合は措置5に準じ顧問の指示に従って行動すること。
なお、大会等については顧問の指示に従うこと。
模擬試験等で天候の悪化が予想される場合は、事前に指示をするのでその指示に従うこと。

6時	7時	8時	9時	10時	11時～
措置1 午前6時の時点で警報が発令中の場合 ⇒「自宅待機」とする			措置4 午前9時までに警報が解除になった場合 ⇒ ①「登校してSHR後、4限目から授業」を行う。 ②SHRは12時35分に各教室で行う。 ③ただし、通学に利用する交通機関が運休等で登校が困難な場合には「自宅待機」とする。その際は、学校に連絡をすること。		
措置2 午前6時から午前9時の間に警報が発令された場合 ⇒ ①自宅にいる場合は「自宅待機」 ②登校中の場合は、各自で安全を考え「帰宅」あるいは「登校」する。 ③登校した場合は「教員の指示に従う」。					
措置3 午前9時までに警報が解除されていない場合。 ⇒「臨時休校」とする。 ⇒始業式・終業式は、翌日（翌日が土日曜日及び祝日の場合は最も近い平日）に実施する。					
措置5 登校後に警報が発令された場合 ⇒安全や交通機関の状況等総合判断をした上で生徒に対応を指示する。					
措置6 休日に警報が発令された場合 ⇒部活動等で出校する時に警報が発令された場合は、部活動等は原則中止とする。また、登校後の警報発令等の場合は措置5に準じ顧問の指示に従って行動すること。なお、大会等については顧問の指示に従うこと。模擬試験等で天候の悪化が予想される場合は、事前に指示をするのでその指示に従うこと。					

(2) 定期考査日及び午前中授業設定日について（除各学期の始業・終業日）

措置1 午前6時の時点で警報が発令中の場合
 「臨時休校」とする。

措置2 定期考査について

次の登校日に、実施予定の考査に加え、臨時休校日に予定されていた考査を実施する。また、臨時休校日が考査最終日の場合は、次の登校日に臨時休校日の考査を実施後引き続き授業を行う。昼食等準備をすること。

6時	7時	8時	9時	10時	11時～
措置1 午前6時の時点で警報が発令中の場合 ⇒「臨時休校」とする					
措置2 定期考査の実施について ⇒ 次の登校日に、実施予定の考査に加え、臨時休校日に予定されていた考査を実施する。また、臨時休校日が考査最終日の場合は、次の登校日に臨時休校日の考査を実施後引き続き授業を行う。昼食等準備をすること。					